

香川県農業経営改善関係資金基本要綱

〔 制定 平成15年 3月 3日14農経第29519号
最終改正 令和 6年 3月26日5農政第266046号 〕

目次

- 第1 趣旨
- 第2 対象資金等
- 第3 農業者の手続等
 - 1 経営改善資金計画書の作成等
 - 2 融資審査
 - 3 債権保全措置
 - 4 その他
- 第4 窓口機関等
- 第5 窓口機関・融資機関・保証機関等の手続
 - 1 窓口機関の融資相談対応等
 - 2 窓口機関の関係機関への通知
 - 3 融資機関相互の分担関係の基準
 - 4 融資機関等の審査
 - 5 融資審査結果の窓口機関への通知
 - 6 借入希望者への通知
 - 7 融資実行後の措置
- 第6 その他

別紙1（第3の1関係）借入申込希望書兼経営改善資金計画書、個人情報の取扱いに関する同意書
（(1) 又は (2) のいずれかを使用）

別紙2（第3の1関係）認定新規就農者の貸付けに関する意見書、確認書

別紙3（第3の2関係）経営改善資金計画書の審査の考え方

参考様式1（第3の4関係）令和〇年の経営状況報告書（△年目）

参考様式2（第5の6関係）融資審査等総括表

参考様式3（第5の6関係）借入申込書

参考様式4（第5の6関係）借入申込書兼債務保証委託申込書

第1 趣旨

本要綱は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者）が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるようにしようとするものである。

（注）短期運転資金については、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第4に定める農業経営改善促進資金（以下「スーパーS資金」という。）で対応する。

第2 対象資金等

1 本要綱の対象とする資金（以下「本要綱対象資金」という。）は、次の資金とする。

資 金 名	資金の性格等	
<p>1 農業近代化資金 （香川県農業近代化資金融通措置要綱（平成15年3月3日付け14農経第29500号）第2に定める資金をいう。以下同じ。）</p> <p>① 認定農業者向け（注1、2、3） ② 認定新規就農者向け（注4） ③ その他担い手向け</p>	<p>農協等の民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給</p> <p style="text-align: center;">（ 2の資金との併せ貸しも可能であるが、同一融資対象への併せ貸しは行わない ）</p>	
<p>2 株式会社日本政策金融公庫資金（以下「公庫資金」という。）</p>		
<p>(1) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） （注3） （農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。） [認定農業者向け]</p> <p>(2) 経営体育成強化資金（注5） （経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知。以下「育成強化資金実施要綱」という。）第2に定める資金をいう。以下同じ。）</p> <p>① 認定新規就農者向け ② その他担い手向け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・償還期限の長いもの ・資金規模の大きいもの ・農地取得を含むもの <p>等、農協等民間金融機関で対応し難い場合に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p> <p style="text-align: center;">（ 2(1)の資金については1又は2(3)の資金との、2(2)の資金については1又は2(3)若しくは(4)の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない ）</p>	
<p>(3) 農業改良資金（注6） （農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「農業改良資金基本要綱」という。）第3に定める資金をいう。以下同じ。） [その他担い手向け]</p>	<p>新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、公庫が無利子資金を融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p> <p style="text-align: center;">（ 1又は2(1)若しくは(2)若しくは(4)の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない ）</p>	

経営改善のための一般的な長期資金（有利子）

特別の場合の長期資金（無利子）

<p>(4) 青年等就農資金 (青年等就農資金基本要綱(平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。以下同じ。)</p> <p>[認定新規就農者向け]</p>	<p>認定就農計画の目標達成を図ろうとする場合に、公庫が無利子資金を融資(直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能)</p> <p>(1又は2(2)若しくは(3)の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない)</p>	
--	---	--

(注1) 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)の農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の果樹園経営計画を含む。以下同じ。)の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。

(注2) 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者を含む。2の公庫資金について同じ。

(注3) クイック融資による農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金の融資審査の手続等については、農林水産省経営局長が別に定めるところにより対応するものとする。

(注4) 「認定新規就農者」とは、基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。

(注5) 経営体育成強化資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含む場合は、本要綱でなく、香川県農業負債整理関係資金基本要綱(平成14年10月22日付け14農経第17990号)により対応するものとする。

(注6) 農業改良資金のうち、農業改良資金基本要綱第4の1に定める者が同資金を借り入れる場合の手続きについては、同要綱に定めるところによるものとする。

2 認定農業者は、本要綱対象資金の融通と併せて、資金繰りの短期運転資金として、スーパーS資金の融通を受けることが可能である。

3 認定農業者が経営の多角化を目指して設立した法人が行う農産物の加工又は販売の事業については、施設資金等として、スーパーW資金(アグリビジネスの強化を推進するための金融措置(平成18年3月

31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知)第2に定める資金をいう。)の融通を受けることが可能である。

第3 農業者の手続等

本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者(融資を受けようとする者をいう。以下同じ。)の手続等は次に定めるところによるものとする。

ただし、1の(6)の窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、

ア 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関(香川県農業協同組合(以下「農協」という。)、香川県信用農業協同組合連合会(以下「信連」という。)、農林中央金庫高松支店(以下「農林中金」という。)、銀行(別に定めるもの)、信用金庫(別に定めるもの)又は信用協同組合(別に定めるもの))に

イ 公庫資金の借入れを希望する場合は、株式会社日本政策金融公庫高松支店(以下「金融公庫」という。)に

ウ 機関保証を希望する場合は、さらに、香川県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)に

1の(1)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書(別紙1の(1)又は(2))(以下「経営改善資金計画書」という。)を回付すれば足りるものとし、以後は回付を受けた各機関が融資手続を行うものとする。

なお、この場合におけるそれぞれの融資機関が行う手続等については、本要綱で定める窓口機関の手続等(第5の2の(1)から(3)までを除く。)に準ずるものとする。

1 経営改善資金計画書の作成等

(1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営改善(認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。)のための計画は適切であり、実行可能か

ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうか、融資返済は可能か

等について、自ら真剣に検討の上、おおむね5年間の経営改善資金計画書を別紙1の(1)又は(2)により作成し、(6)の窓口機関に提出するものとする。

なお、借入希望額が個人にあつては700万円以下(青色申告を実施しているものは1,000万円以下)、法人にあつては3,000万円以下かつ、直近期末の総借入残高が直近期(特別の事情がある場合は直近期の前期)の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額(借入希望者が法人である場合は総売上高)以下となっている借入希望者及び新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウ

イルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）により経営に影響が発生している借入希望者（以下「被災借入希望者」という。）にあつては、別紙1の(1)又は(2)の経営改善資金計画書のうち別紙1の(1)又は(2)の収支計画例又は金融機関の所定様式を用いて作成されたもの（以下「収支計画」という。）の作成を省略することができるものとする。ただし、今後5年間の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、経営改善資金計画書のうち収支計画の作成を省略することはできないものとする。（ただし、被災借入希望者を除く。）。

- (2) 認定農業者にあつては(1)の書類と併せ農業経営改善計画書及び農業経営改善計画の認定書の写しを、認定新規就農者にあつては(1)の書類と併せ青年等就農計画書、青年等就農計画の認定書の写しを、(6)の窓口機関に提出するものとする。

なお、指導農業士（これに類するものを含む。）等（以下単に「指導農業士等」という。）から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から、別紙2の(1)の認定新規就農者の貸付けに関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を上記の書類に併せて提出するものとする。

- (3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

- (4) 借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合（経営改善資金計画書の記載不備を理由に、(6)の窓口機関に受理を拒否された場合を含む。）は、融資機関及び関係機関（県、市町、農業委員会、農業再生協議会、農業経営・就農支援センター等をいう。以下同じ。）等に相談することができるものとする。

なお、借入希望者は、インターネット等を活用して資金に関する手続を行っている融資機関及び関係機関等に対しては、インターネット等により手続を行うことができるものとする。

- (5) (6)の窓口機関は、借入れの審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、県に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。これを受けて、県は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、窓口機関に送付するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が(2)の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、県は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の別紙2の(2)の確認書を提出することができるものとする。

- (6) 経営改善資金計画書等（(1)及び(2)の規定に基づき、借入希望者等が、並びに(5)の規定に基づき県が窓口機関に提出する書類。以下同じ。）の提出先は、第4の1に定める窓口機関とする。

なお、借入希望者は、最寄りの窓口機関が分からない場合は、県（農政課又は農業改良普及センター（以下「普及センター」という。））に照会できるものとする。

- (7) 借入希望者が融資の可否についての回答を受けるまでには、1年半程度かかることから、このことを考慮の上、借入希望者は実際に資金が必要な日より極力早い時期に窓口機関に経営改善資金計画書等を提出するよう配慮するものとする。

2 融資審査

- (1) 第5の2により窓口機関から経営改善資金計画書等の送付を受けた融資機関は、経営改善資金計画書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙3の融資審査の考え方を参考として、

ア 農業者の経営能力及び研修実績等からみて、経営改善のための計画は適切であり、実行可能か

イ 経営改善のための計画が実行されれば、どの程度収益が改善又は向上し、その結果、融資の返済が可能となるか

ウ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済及び収入保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているか

について責任をもって判断するものとする。

- (2) 融資機関は、(1)の判断に際して、必要がある場合には、農業者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴くものとする。

- (3) 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1年間普及センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。ただし、上記の場合において、融資機関は、借入希望者が認定新規就農者である場合は、普及センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の

見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

3 債権保全措置

(1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び基金協会）と農業者の協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかとするを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

(2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。

(3) 農業近代化資金、農業改良資金又は青年等就農資金に係る基金協会の保証については、2の融資審査をクリアすることを前提として、当該各資金に係る借入申込者ごとの通算残高が次の額（農業近代化資金及び農業改良資金に係るものにあつては、ア又はウの額をいい、青年等就農資金にあつては、イの額をいう。）に達するまでは、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証なしで基金協会による保証を行うものとする。

ア 認定農業者に貸し付けられるもの

個人1,800万円（法人3,600万円）

イ 認定新規就農者に貸し付けられるもの

3,700万円（青年等就農資金基本要綱第3の3ただし書の場合にあつては1億円）

ウ 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人1,500万円（法人3,000万円（任意団体も同じ。））

ただし、農業近代化資金及び農業改良資金については、個人1,800万円とする。

(4) 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実に認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

また、融資機関は、以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であつて、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断した場合には、当該農業者に対し、1年間普及センター等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断

を行うものとする。ただし、当該場合において、借入希望者が認定新規就農者である場合は、融資機関は、当該認定新規就農者に対し、普及センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

4 その他

- (1) 借入希望者は、第5の6の(2)により、経営改善資金計画書等の窓口機関への提出から、原則として、1年半以内に融資の可否についての回答を受けられるものとする。

1年半以内に手続が終了しない場合には、窓口機関からその理由の説明を行い、借入希望者は、当該説明がない場合は窓口機関に問い合わせることができるものとする。

- (2) 借入者は、経営改善資金計画期間中、経営改善資金計画が達成されるまでの間、融資機関から経営状況の報告を求められた場合、参考様式1又は参考様式1を参考にして当該融資機関が定める様式により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

第4 窓口機関等

- 1 経営改善資金計画書等の提出先となる窓口機関は、次のとおりとする。

- (1) 本要綱対象資金について十分な知識を有し、その適切な対応を行える民間金融機関及び金融公庫の受託金融機関（農協、信連、農林中金、銀行（別に定めるもの）、信用金庫（別に定めるもの）及び信用協同組合（別に定めるもの））

- (2) 金融公庫

- 2 県は、毎年度、管内の窓口機関である金融機関のリストを作成し、その周知徹底（借入希望者からの照会への適切な対応を含む。）に努めるものとする。

- 3 県は、本要綱対象資金の適切な対応ができないと判断した金融機関については窓口機関から除外できるものとする。県は、窓口機関から除外した金融機関については、本要綱対象資金の融資機関からも除外する方向で手続きを進め、又は関係する金融機関との調整を行うものとする。

- 4 県は、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿を整備するものとする。

第5 窓口機関・融資機関・保証機関等の手続

1 窓口機関の融資相談対応等

窓口機関は、その役割を適切かつ十分に発揮し、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿及び融資相談案件処理簿を整備するものとする。

また、窓口機関は、第3の1の(4)に基づき、借入希望者から本要綱対象資金に係る融資相談があった場合には、苦情等又は経営改善資金計画書等の受理の有無にかかわらず、融資相談案件処理簿にその内容、処理状況等を整理しておくものとする。

2 窓口機関の関係機関への通知

窓口機関は、借入希望者等から経営改善資金計画書等を受理した場合、次のルールに従い、融資機関及び関係機関に關係書類の写しを送付するものとする。

(ただし、個人情報の取扱いについては第6の4及び5に留意することとする。)

- (1) 窓口機関が金融公庫である場合には、金融公庫は借入希望者の希望する又は取引している民間金融機関に対し、窓口機関が民間金融機関である場合には金融公庫に対し、直ちに当該關係書類の写しを送付することとする。

ただし、借入希望者が収支計画の作成を省略して手続きを行った場合であり、かつ、3の分担関係の基準に照らして融資機関が単独で対応することが適当であるときは、当該關係書類の写しの送付を省略することができるものとする。

- (2) 窓口機関は、直ちに普及センターに關係書類の写しを送付することとする。
- (3) 窓口機関は、3の分担関係の基準に照らして民間金融機関が対応する（農協、信連、農林中金、銀行、信用金庫又は信用協同組合が公庫資金を転貸する場合を含む。）ことが適当である場合には、借入希望者が基金協会による保証を全く希望しない場合を除いて、直ちに当該協会に關係書類の写しを送付することとする。
- (4) 窓口機関は、借入希望者が認定農業者又は認定新規就農者である場合には、次の手続を行うこと

とする。

ア (1) から (3) までの手続を行う (第3のア～ウに該当する場合は除く。) とともに、次に掲げる特別融資制度推進会議設置要綱 (平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知) 第1に基づき市町段階に設置されている特別融資制度推進会議 (以下 [推進会議] という。) の構成員に関係書類の写しを送付するものとする。

(ア) 借入申込案件について、推進会議が、資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関 (当該借入申込案件が基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び基金協会) に委任する場合 当該融資機関

(イ) (ア) に該当しない場合 推進会議の事務局その他の直接関係を有する構成機関

イ 農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金 (認定就農計画に基づく場合に限る。)、農業近代化資金及び青年等就農資金の貸付けについては、経営改善資金計画について推進会議の認定 (農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性、農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等) を求めることとする。

なお、推進会議の構成員である市町による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

ウ 農業改良資金の貸付けについては経営改善資金計画について推進会議の認定を要しないが、推進会議が特に必要と認める場合には、推進会議の関係者間で経営改善資金計画の内容について協議するものとする。

(5) 窓口機関は、借入希望者が次のいずれかに該当する者である場合には、(1) から (3) までの手続を含め (第3のア～ウに該当する場合は除く。)、(4) のアの (ア) 又は (イ) に掲げる場合に依り、関係書類の写しを送付し、経営改善資金計画についての認定 (経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等) を求めることとする。

なお、推進会議の構成員である市町による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

ア 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者

イ 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって、農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす者

ウ 農業近代化資金又は経営体育成強化資金又は農業改良資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織

- (6) 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号をかがわ農業経営相談所に随時提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供することとする。

3 融資機関相互の分担関係の基準

- (1) 金融公庫及び民間金融機関の分担関係の基準は、

ア 返済期間が15年を超える場合は、全体を一括して金融公庫が対応する（認定新規就農者向けの資金は除く。）

イ 資金使途として農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）（以下「農地等」という。）の取得を含む場合は少なくとも農地等の取得に関する部分について、また、新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合は全体を一括して金融公庫が対応する

ウ 借入額が認定農業者については1,800万円（法人は3,600万円）、その他の担い手（集落営農組織、集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者及び農業参入法人を除く。）については1,500万円（法人は3,000万円（任意団体も同じ。））を超える場合は、当該超える部分は金融公庫が対応する。（農業改良資金を除く。）

エ 認定新規就農者にあつては、農業経営が軌道に乗るまでに必要な機械又は施設の整備、運転資金等、民間金融機関では融通が困難なものについて、金融公庫が対応するものとする。

オ これら以外については民間金融機関が対応することを基本とする。

なお、金融公庫と民間金融機関の協議によって、分担関係の基準を修正することができるものとする。

- (2) 農業改良資金の活用が考えられる場合には、金融公庫（公庫の受託金融機関を含む。）は、普及センター等県関係部局と連携を密にし、融資審査が円滑かつ的確に進むよう、必要な手続を進めるものとする。

4 融資機関等の審査

- (1) 融資機関は、3の分担関係の基準に照らし、融資審査を実施するものとする。

- (2) 借入希望者が機関保証を希望しており、民間融資機関としても機関保証が必要であると判断する場合は、当該民間融資機関は、基金協会と連携をとって並行して融資審査を進めるものとする。

(3) 融資機関が融資を行おうとするときは、農業近代化資金については県の利子補給承認手続の準備を、農業改良資金については農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第6条に規定する県による貸付資格の認定手続の準備を並行して進めるものとする。

(4) 融資審査を進める中で、融資機関としては融資できない可能性が高いときは、窓口機関の受理から3週間以内に、他の融資機関（金融公庫のときは民間金融機関、民間金融機関のときは金融公庫）に連絡し、連絡を受けた他の融資機関において審査を開始するものとする。

5 融資審査結果の窓口機関への通知

窓口機関以外の融資機関が審査を行っている場合には、融資審査の結果を窓口機関に通知するものとする。

6 借入希望者への通知

(1) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

(2) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理から原則として、1月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

(3) (2)の場合において、融資を行わないときは、参考様式2又は参考様式2を参考にして当該融資機関が定める様式により借入希望者に対して、その理由を説明するものとする。

(4) 融資を行う場合は、(2)のほか、当該融資機関から借入希望者に融資審査結果を通知するとともに、正式な借入申込書（参考様式3又は参考様式3を参考にして当該融資機関が定める様式）（基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（参考様式4又は参考様式4を参考にして当該融資機関が定める様式））等の提出を求め、(2)の融資の可否通知から2週間以内にすべての手続を完了し、借入希望者が資金を必要とする時に貸付実行が確実に行われるものとする。

なお、第3の本文ただし書の手続（借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合の手続）によるときは、経営改善資金計画書の提出時に、借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書等の提出を求めても差し支えないものとする。

7 融資実行後の措置

- (1) 融資機関は、第3の4の(2)に基づき、借入者から提出される経営状況の報告書を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な指導を行うものとする。
- (2) 融資機関は、第6の2の円滑な実施のため普及センターから求められた場合には、遅滞なく、第3の4の(2)に基づき借入者から提出のあった経営状況報告書の写しを当該普及センターに送付するものとする。

特に、認定新規就農者の場合にあつては、普及センターが濃密な指導（新規に就農する者の経営基盤が脆弱であることに鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導をいう。以下同じ。）を行えるよう、融資機関は、借入者から経営状況の報告書の提出がある都度、経営状況報告書の写しを当該普及センターに送付するものとする。

第6 その他

- 1 県及び関係機関は、農業の担い手に対して本制度の周知徹底に努めるとともに、本制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮することとする。
- 2 普及センターは、本要綱に基づく融資に関し、農業者の借入申込等が円滑に行われ、また、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うこととする。特に、認定新規就農者の場合にあつては、濃密な指導を行うよう努めることとする。
- 3 窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。
- 4 窓口機関、県、普及センターその他の関係する機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 5 窓口機関は、経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5の2の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別

紙1の(1)又は(2)により同意を求めることとする。

- 6 農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、本要綱の施行前に経営体育成総合融資制度基本要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の1、認定農業者育成推進資金融通措置要綱（平成10年4月8日付け10農経A第321号農林水産事務次官依命通知）第4の1及び認定農業者育成確保資金融通措置要綱（平成13年5月1日付け13経営第357号農林水産事務次官依命通知）第3の1により推進会議の認定を受けた資金利用計画は、本要綱により推進会議の認定を受けた経営改善資金計画とみなす。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月17日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月25日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月23日から施行する。

に關係書類の

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月13日から施行し、平成28年12月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行し、平成30年5月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、第3の1の(3)の規定以外は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。

借入申込希望書 兼 経営改善資金計画書(個人)

(留意事項)

本様式の記載事項が含まれている書類が別途ある場合は、『別紙のとおり』等と記載して、別途書類を添付する方法等の方法を探っても差し支えない。

御中

※提出する窓口機関名を記載。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□□

住 所

電話番号 ()

フリガナ

氏 名

生年月日 [年 月 日生 (歳)]

1 計画期間(直近期(注1): /12 期) /12 期(計画1年目)(注2) ~ /12 期(計画5年目(目標年))

(注1)直近期は、直近の申告済の青色申告・白色申告の決算期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は空白で可)。

(注2)計画1年目は、直近期の翌期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は、1期目の決算期を記載)。

2 借入希望額・借入制度資金等

ア 制度資金借入希望額(合計) 千円

イ 借入希望制度資金(注3) 農業近代化資金 () 公庫資金 どの資金でも可

ウ クイック融資(注3・4) 希望する 希望しない

エ 農業信用基金協会保証(注3) 希望する 希望しない

(注3)該当する項目をチェックをすること

(注4)クイック融資は、対象資金や対象者に一定の要件があるため事前に窓口機関に確認の上、該当する項目にチェックをすること

3 認定状況・労働力・経営規模等

ア 認定農業者・認定新規就農者 認定農業者 認定新規就農者 どちらでも無い

イ 労働力

家族従事者(農業後継者は、備考欄にその旨を記入)				
続柄	年齢	農業従事日数		備考
		現状	目標年	
	歳	日	日	
	歳	日	日	
	歳	日	日	
	歳	日	日	

従業員数(家族従事者除く)		
雇用形態	現状	目標年
常時雇用 (実人数)	人	人
臨時雇用 (パート・アルバイト) (延べ人数)	人	人

ウ 経営規模の現況

田 (うち借地)	a	(a)
畑 (うち借地)	a	(a)
樹園地 (うち借地)	a	(a)
採草放牧地 (うち借地)	a	(a)
施設面積	棟		m ²
常時飼養家畜	種類		頭・羽

エ その他(以下の項目に該当する場合にチェック)

① 農業共済へ加入済(今後加入予定を含む)

② 収入保険へ加入済(今後加入予定を含む)

③ 法人化の意向あり(検討したい場合を含む)

個人情報に関する同意書

個人情報については、次の範囲内で同意します。

1 利用目的

個人情報については、本借入に係る借入手続、事後管理、利子助成手続、保証手続及び法人化を含む経営能力向上に必要な情報提供・指導・助言のために利用します。また、農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。

2 個人情報の管理・提供

頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。頂いた情報については、法令に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な関係機関以外に提供されることはありません。

個人情報の取扱いについて同意する

4 事業計画

ア 事業計画概要(経営改善を図るための方策を具体的に記載。)

※農業改良資金の借入を希望する場合、新作物、流通加工分野、新技術に係る取組内容についても記載。

--

イ 投資計画・資金計画

【金額単位:千円】

No.	実施年	投資計画				資金計画			
		種類	数量	規模・能力	必要額	借入金		補助金	自己資金
						制度資金	その他		
1									
2									
3									
4									
5									
合計									

資金計画のうち借入金の内訳

【金額単位:千円】

該当計画 (注5)	借入先	資金名	資金の使いみち	借入時期(予定)	借入額(予定)	償還期間(予定) (うち据置期間)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)

(注5)投資計画・資金計画に対応したNo.を記載。同一のNo.の投資計画・資金計画に対し、複数の金融機関からの借入や借入条件が異なる複数の借入を利用する等の場合は、同一のNo.を記載した上でそれぞれ記載する。

ウ 収支実績・計画(収支計画を作成する場合は、本項目は省略可)

区分	直近実績(農業部門)(注6)		目標年(農業部門)	
	主要第一品目	主要第二品目	主要第一品目	主要第二品目
品目				
生産規模(単位)(注6)	()	()	()	()
生産量(単位)(注6)	()	()	()	()
収入金額	千円	千円	千円	千円

(注6)品目に合わせて、生産規模(例:a,m,頭,千羽)・生産量(例:kg,t,千本,千鉢,頭,羽)の単位を記載。

【金額単位:千円】

区分	直近実績(注7・8)			目標年(注7)		
	計	農業	農外	計	農業	農外
収入①						
支出②						
うち減価償却費③						
所得④(①-②)						
家計費等⑤		農業所得割合 (農業所得/所得計)				
償還財源(③+④-⑤)						
償還元金			%			
既往総借入金残高						
預貯金残高						

(注7)・各種経営安定対策等の農業経営に関する受取金等は農業収入に含め、年金、祝金等は農外収入に含めること。

・所得は、青色申告の場合は各種引当金・準備金等考慮前の差引金額を、白色申告の場合は、専従者控除前の所得金額を記載。

・償還元金は、農業以外の借入金も含めること。

(注8) 特別の事情があるときは、既往総借入金残高・預貯金残高を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

【添付書類】最近3か年の青色申告書、白色申告書、農協の組合員勘定、貸借対照表、損益計算書等(ただし、経営実績が3期に満たない場合には、経営実績分の書類提出で可)

【収支計画例(個人)】(注)各金融機関の所定様式を使用しても差し支えない。

【金額単位:千円】

		単位 (注1)	直近実績 (注2)	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目 (目標年)	備考
農業粗収入									
記入例 水 稲	生産規模	a							
	生産量	kg							
	収入金額								
	生産規模								
	生産量								
	収入金額								
	生産規模								
	生産量								
	収入金額								
	生産規模								
	生産量								
	収入金額								
作業受託収入									
その他()									
農業経営費									
原材料費									
施設・機械費									
減価償却費									
出荷販売経費									
雇用労賃									
支払利息									
支払地代									
その他									
農業所得									
農外所得									
年金被贈等									
農家総所得									
家計費									
租税公課									
償還財源									
償還元金									
差引余剰									
施設・機械等の設備投資									
農業負債(短期)									
農業負債(長期)									
農外負債									
負債合計									

(注1)品目に合わせて、生産規模(例:a,m,頭,千羽)・生産量(例:kg,t,千本,千鉢,頭,羽)の単位を記載。

(注2)特別の事情があるときは、負債の欄を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

借入申込希望書 兼 経営改善資金計画書(法人・団体)

御中

※提出する窓口機関名を記載。

(留意事項)

本様式の記載事項が含まれている書類が別途ある場合は、『別紙のとおり』等と記載して、別途書類を添付する方法等の方法を探っても差し支えない。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□□

住所

電話番号 ()

フリガナ

法人・団体名

フリガナ

代表者

生年月日 [年 月 日生 (歳)]

1 計画期間(直近期(注1): / 期) / 期(計画1年目)(注2) ~ / 期(計画5年目(目標年))

(注1)直近期は、直近の申告済決算書の決算期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は空白で可)。

(注2)計画1年目は、直近期の翌期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は、1期目の決算期を記載)。

2 借入希望額・借入制度資金等

ア 制度資金借入希望額(合計) 千円

イ 借入希望制度資金(注3) 農業近代化資金() 公庫資金 どの資金でも可

ウ クイック融資(注3・4) 希望する 希望しない

エ 農業信用基金協会保証(注3) 希望する 希望しない

(注3)該当する項目をチェックすること

(注4)クイック融資は、対象資金や対象者に一定の要件があるため事前に窓口機関に確認の上、該当する項目にチェックすること

3 認定状況・労働力・経営規模等

ア 認定農業者・認定新規就農者 認定農業者 認定新規就農者 どちらでも無い

イ 法人・団体の概要

設立年月	年	月	資本金	千円		構成戸数	戸	
構成員氏名	年齢	役職担当	出資口数	法人・団体従事日数		従業員数		
				現状	目標年	雇用形態	現状	目標年
						常時雇用(実人数)	人	人
						臨時雇用(パート・アルバイト)(延べ人数)	人	人

ウ 経営規模の現況

田 (うち借地)	a (a)
畑 (うち借地)	a (a)
樹園地 (うち借地)	a (a)
採草放牧地 (うち借地)	a (a)
施設面積	棟 m ²
常時飼養家畜	種類 頭・羽

エ その他(以下の項目に該当する場合にチェック)

① 農業共済へ加入済(今後加入予定を含む)

② 収入保険へ加入済(今後加入予定を含む)

個人情報に関する同意書

個人情報については、次の範囲内で同意します。

1 利用目的

個人情報については、本借入に係る借入手続、事後管理、利子助成手続、保証手続及び法人化を含む経営能力向上に必要な情報提供・指導・助言のために利用します。また、農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。

2 個人情報の管理・提供

頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。頂いた情報については、法令に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な関係機関以外に提供されることはありません。

個人情報の取扱いについて同意する

4 事業計画

ア 事業計画概要(経営改善を図るための方策を具体的に記載。)

※農業改良資金の借入を希望する場合、新作物、流通加工分野、新技術に係る取組内容についても記載。

--

イ 投資計画・資金計画

【金額単位:千円】

No.	実施年	投資計画				資金計画			
		種類	数量	規模・能力	必要額	借入金		補助金	自己資金
						制度資金	その他		
1									
2									
3									
4									
5									
合計									

資金計画のうち借入金の内訳

【金額単位:千円】

該当計画 (注5)	借入先	資金名	資金の使いみち	借入時期(予定)	借入額(予定)	償還期間(予定) (うち据置期間)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)

(注5) 投資計画・資金計画に対応したNo.を記載。同一のNo.の投資計画・資金計画に対し、複数の金融機関からの借入や借入条件が異なる複数の借入を利用する等の場合は、同一のNo.を記載した上でそれぞれ記載する。

ウ 収支実績・計画(収支計画を作成する場合は、本項目は省略可)

区分	直近実績(農業部門)(注6)		目標年(農業部門)	
	主要第一品目	主要第二品目	主要第一品目	主要第二品目
品目				
生産規模(単位)(注6)	()	()	()	()
生産量(単位)(注6)	()	()	()	()
売上	千円	千円	千円	千円

(注6) 品目に合わせて、生産規模(例:a.m²・頭・千羽)・生産量(例:kg,t,千本,千鉢・頭・羽)の単位を記載。

【金額単位:千円】

区分	直近実績(注7)			目標年		
	計	農業	農外	計	農業	農外
売上①						
売上原価②						
うち減価償却費③						
売上総利益④(①-②)						
販売管理費⑤						
うち減価償却費③						
営業利益(④-⑤)						
経常利益						
税引後当期利益⑥						
償還財源(⑥+③)						
償還元金			%			
既往総借入金残高						
資本(純資産)						

(注7) 特別の事情があるときは、既往総借入金残高・資本(純資産)を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

【添付書類】最近3か年の決算書(附属明細書を含む)等(ただし、経営実績が3期に満たない場合には、経営実績分の書類提出で可)

【収支計画例(法人・団体)】(注)各金融機関の所定様式を使用しても差し支えない。

【金額単位:千円】

		単位 (注1)	直近実績 (注2)	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目 (目標年)	備考
売 上									
記入例 水 稲	生産規模	a							
	生産量	kg							
	売上高								
	生産規模								
	生産量								
	売上高								
	生産規模								
	生産量								
	売上高								
	生産規模								
	生産量								
	売上高								
その他()									
売上原価									
期首商製品棚卸高									
当期商品仕入高									
当期製品製造原価									
	材料費								
	労務費								
	賃借料								
	その他経費								
	(うち減価償却費)								
期末商製品棚卸高									
売上総利益									
販売費・一般管理費									
	役員報酬								
	その他人件費								
	出荷販売経費								
	減価償却費								
営業利益									
営業外利益									
営業外費用									
	支払利息								
経常利益									
特別利益									
特別損失									
税引前当期利益									
法人税等充当額									
税引後当期利益									
償還財源									
償還元金									
差引余剰									
施設・機械等の設備投資									
農業負債(短期)									
農業負債(長期)									
農外負債									
負債合計									

(注1)品目に合わせて、生産規模(例:a,m,頭,千羽)・生産量(例:kg,t,千本,千鉢,頭,羽)の単位を記載。

(注2)特別の事情があるときは、負債の欄を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

別紙2の(1)(第3の1関係)

認定新規就農者の貸付けに関する意見書

年 月 日

- 香川県農業協同組合
 - 香川県信用農業協同組合連合会
 - 農林中央金庫 高松支店
 - 銀行 店
 - 信用金庫 店
 - 信用協同組合 店
 - 株式会社日本政策金融公庫 高松支店
- 御中

意見書作成者 香川県(又は指導農業士等)

借入希望者	氏名	
	住所	

総合意見	<input type="checkbox"/> 経営改善資金計画書を達成する見込みがある <input type="checkbox"/> 経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある
------	---

	項目	判定	課題の内容等
判断根拠	適性 意欲		
	技術 知識		

課題があると判断される項目がある場合に、その内容や課題克服の見込みを記載する。

「判定欄」の記載は、◎…妥当、○…課題はあるが概ね妥当、△…疑義あり

就農後の 指導支援	(作成支援者等による指導・支援体制)
--------------	--------------------

(別紙2の(5)の① (第3の1関係))

(記載要領)

1 意見書の作成機関

本意見書は、県（普及センターを含む。）が作成し（必要に応じて関係機関の意見を踏まえて作成する場合を含む。）する。また、農業経営の指導等を適切に行うことができる指導農業士等も作成することができる。

2 「総合意見」欄

借入希望者が、今回の借り入れにより経営改善資金計画書を達成する見込みについて、3の「判定」の欄に「疑義あり」が無い場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みがある」に、「疑義あり」が有る場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある」の□にチェックを入れる。

3 「判断根拠」欄

「判定」の欄に「疑義あり」がある場合にはその理由を記載する。また、「判定」の欄に「疑義あり」が無い場合であっても、課題があると判断する場合は、その内容や課題を克服する見込みを記載する。

項目毎の判定にあたっての目線は次のとおり。

(適性・意欲)

農業を行っていくだけの十分な体力があるか

新たに経営を開始するにあたっての経営感覚・意欲を有しているか

地域の一員として協力し、溶け込もうとしているか

借入希望者に、指導・支援を受ける意思はあるか

(技術・知識)

研修を受けるなどして、経営改善資金計画書の営農計画を行うだけの基本的な技術・知識を身に付けているか

労働力、投資規模、経営改善資金計画書の単価・単位あたり収量は、妥当な水準か

4 就農後の指導・支援

就農後における普及センターや研修先、市町、農業協同組合等による指導・支援についてどの機関が、どの程度の頻度でそれぞれ技術・経営指導の支援を行うのかなど具体的に記載する。

別紙2の(2)(第3の1関係)

確 認 書

年 月 日

- | | | |
|--|---|----|
| <input type="checkbox"/> 香川県農業協同組合 | } | 御中 |
| <input type="checkbox"/> 香川県信用農業協同組合連合会 | | |
| <input type="checkbox"/> 農林中央金庫 高松支店 | | |
| <input type="checkbox"/> 銀行 店 | | |
| <input type="checkbox"/> 信用金庫 店 | | |
| <input type="checkbox"/> 信用協同組合 店 | | |
| <input type="checkbox"/> 株式会社日本政策金融公庫 高松支店 | | |

香川県

下記の借入希望者に係る認定新規就農者の貸付けに関する意見書の内容については、当該意見書作成者の人格・能力等からみて適切であることを確認しました。

記

借入希望者氏名

意見書作成者氏名

意見書作成日

年 月 日

借入申込希望書兼経営改善資金計画書の審査の考え方

融資審査の視点	具体的な着眼点・判断基準	備考
1 これまでの経営状況はどうなっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か ○ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析） ○ 既貸付金の償還は確実にされているか ○ 経営上の問題点は何か 	必要に応じ普及センター・市町等に照会
2 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか（技術レベルの判断にあたっては研修実績を考慮する場合には、研修機関が公的機関か民間機関であるかで判断するのではなく、計画を実行するための基本的な技術や知識を身に付けているかどうかを判断するものとする）※ ○ 計画の内容が過大投資になっていないか 	同上
3 収益はどうか。融資返済は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収益見通しの算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか ○ 償還見通しはあるか（既貸付金がある場合には、それを含めて償還可能性を判断） ○ 農業共済や収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されているか 	同上

※ 農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の実行可能性に疑問がある場合には、1年間、普及センター等の指導を受けて、1年後に再度判断するものとする。ただし、借入希望者が認定新規就農者である場合は、普及センター等の指導を受けて再度判断を行うものとする。

